

事業所の皆様へ

事業系ごみの適正処理及び 減量化・資源化をお願いします！

◆ 事業系ごみは、一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託してください。◆

「事業系ごみの処理」について

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、事業者自らの責任(事業者責任)において、自己処理(適正処理)をしなければならないことになっています。なお、本市では事業系ごみは種類や量の多少にかかわらず、地域の可燃ごみ収集所及び資源物収集所には出すことができません。

「適正処理」とは… (一般廃棄物の場合)

綾瀬市から一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた業者に費用を支払って、ごみの収集を依頼する方法です。(自社の処分場や独自に契約した民間処理施設へ直接搬入する場合は除く。)

「事業系ごみ」とは…

一般の家庭のごみと区別して、事業所から出されたごみはもちろんのこと、事業活動に伴って生じたすべての廃棄物のことをいい、産業廃棄物と一般廃棄物の二つに分かれます。また、事業所(事業活動)とは、事務所、店舗、飲食店、工場等営利を目的とするものばかりではなく、病院、学校、社会福祉施設等の公共サービス等を行っている施設(事業)も含まれます。

○産業廃棄物 ⇒ 法律で20種類が定められています。専門の処理業者に依頼してください！

例：建築廃材、金属くず、汚泥、廃油、廃プラスチック類、ガラスくず等

○一般廃棄物 ⇒ 飲食店、酒屋、八百屋、魚屋、工場、事務所などから出される茶殻、残飯、紙くず等、産業廃棄物に該当しないごみ。

「事業者責任」とは…

- ① 事業活動に伴って生じる廃棄物を、自らの責任において適正に処理すること。
- ② 事業活動に伴って生じる廃棄物の再生利用等を積極的に行い、減量化に努めること。
- ③ 物の製造、加工、販売に際して、その生産物が廃棄物として排出された場合に処理が困難にならないようにすること。
- ④ 廃棄物の減量や適正処理について、国や地方公共団体の施策に協力しなければならないこと。

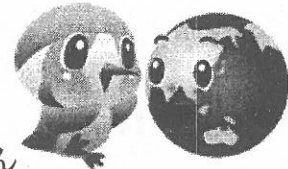
徹底分別により「減量化・資源化」を！たくさんの「資源物」が含まれています！

廃棄しているごみの中には、分別することで資源物にもものが多く含まれています。ごみを排出するとき

は生ごみやダンボール、紙類等をひとまとめに混入するのではなく、種類毎に徹底的に分別を実施し、リサイクルできるものは資源物として、業者に処理を依頼するようお願いいたします。

綾瀬市の可燃ごみの約25%が紙類です。特に、事業系ごみには、OA用紙や事務用紙、新聞、段ボールなどの紙類が多く含まれています。これらの紙類はきちんと分別してリサイクルすれば、再生紙として立派に役立つ「資源」になります。

なお、高座清掃施設組合で焼却処分する事業系ごみについては、焼却炉の安全運行と事業系ごみの減量化・資源化に向けて受け入れ基準が設定されており、産業廃棄物及び資源化できるものは、受け入れするものから除かれていますので、更なる分別の徹底をお願いします。



「リサイクルできる」資源物の例…

- ・アルミやスチールの空き缶、金属製品やビールびん、一升びん等の空きびん
- ・飲料用、酒、みりん、しょうゆ等のペットボトルや牛乳パック
- ・容器包装プラスチック（ビニール袋、ポリ袋、ラップ類、カップ麺の容器、発泡スチロール、食品トレイやボトル類等）及びその他プラスチック製品
- ・衣類、タオル、カーテン等の布類や草木類、剪定枝
- ・新聞、雑誌、書籍、広告・チラシ、カタログ・パンフレット類、ダンボール等
- ・その他の紙類（空き箱、包装紙、紙袋、ポスター、カレンダー、ノート、手帳、メモ用紙、コピー用紙、はがき、封筒、名刺、シュレッダーされた紙等）
- ・野菜くずや残飯等の生ごみも、堆肥化や飼料化できる場合もあります。

※生ごみ処理容器を使用することで、ごみの重さが約7分の1に減量します。また、市では、小規模事業者を対象に購入の補助制度があります。

「産業廃棄物」と「医療系廃棄物」の取り扱いについて…

綾瀬市の可燃ごみなどを処理している高座清掃施設組合（海老名市本郷1-1）では、「産業廃棄物」と「医療系廃棄物」の処理はできません。それぞれ、専門の処理業者に処理を依頼してください。

《 参 考 》

【産業廃棄物の種類】

	種 類
全 業 種	燃え殻・汚泥・廃油・廃酸・廃アルカリ・廃プラスチック類・ゴムくず・金属くず・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず・鉦さい・がれき類・ばいじん
業種限定等	紙くず・木くず・繊維くず・動植物性残さ・動物系固形不要物・動物のふん尿・動物の死体
その他廃棄物	上記の産業廃棄物を処分するために処理したもので、これらの産業廃棄物に該当しないもの

《お問い合わせ先》

産業廃棄物・医療系廃棄物（注射器・注射針など感染性を有するもの）について

（内容全般） 神奈川県県央地域県政総合センター環境調整課 TEL 046-224-1111

（処理業者関係） （公社）神奈川県産業資源循環協会 TEL 045-681-2989

事業系一般廃棄物について：綾瀬市リサイクルプラザ TEL 0467-70-5667/FAX 0467-76-9523